

令和7年9月市議会 総務委員会資料
第100号議案

長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例の一部を改正する
条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 使用料の再算定	4 ～ 7
4 新旧対照表	8
【参考1】 条例施行規則で規定するもの	9 ～ 14
【参考2】 使用料・手数料の算定方針	15 ～ 20
【参考3】 使用料の改定	21 ～ 22

総 務 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

受益者負担の適正化を図るため、長崎市庁舎の市民利用会議室等の使用（目的外使用）料について改定するもの。

(2) 対象条例（総務部所管分）

条 例	施設名
長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例	長崎市庁舎

2 改正の内容

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

ア 使用料：1時間あたりの改定（別表第1（第5条関係））

区 分	現 行	改正案
市民利用会議室	226円	450円
多目的スペース	686円	960円
庁舎前広場	1,786円	2,500円

※市民利用会議室及び多目的スペースの改正案の使用料には、現行の使用料に含まれていない冷暖房設備及びコンセントの使用料を含む。

【参考】 現行の冷暖房設備の使用料
市民利用会議室：1時間につき44円
多目的スペース：1時間につき134円
現行のコンセント使用料
1口・1時間につき10円

イ 施行期日

令和8年4月1日

3 使用料の再算定

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (円) ①	施設全体の 面積 (㎡) ②	年間開館時間 (時間) ③	実稼働率 (%) ④	コスト/㎡ (円) ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 (%) ⑥
庁舎	市庁舎	758,413,623	46,233	4,487.5	4.3	84.91	100

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 (円) ⑧	コスト (円) ⑨ (⑤×⑦)	特有の コスト (円) ⑨'	再算定結果 (円) ⑩ $((⑨ + ⑨') \times ⑥)$	激変緩和 措 置 (円) ⑪	最終結果 (円) ⑫	増 減 (円) ⑬ (⑫-⑧)
市民利用 会議室 (76)	226	6,453	96	6,549	452	450	224
多目的ス ペース (231)	686	19,614	292	19,906	960	960	274

※本使用料は庁舎の目的外使用許可による使用料であることから、P18及びP22の公の施設の受益者負担率を定めた表ではなく行政財産使用料条例の考え方に基づき受益者負担率は100%を適用。

※⑤のコストについては④の実稼働率を端数処理しているため、表示された数値を算定式にあてはめて算定した数値と差異が生じています。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト (円) ①	施設全体の 面積 (㎡) ②	年間開館時間 (時間) ③	実稼働率 (%) ④	コスト/㎡ (円) ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 (%) ⑥
庁舎	市庁舎	758,413,623	46,233	2,327.5	0.004	162,106.77	100

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 (円) ⑧	コスト (円) ⑨ (⑤×⑦)	特有の コスト (円) ⑨'	再算定結果 (円) ⑩ $((⑨+⑨') \times ⑥)$	激変緩和 措 置 (円) ⑪	最終結果 (円) ⑫	増 減 (円) ⑬ (⑫-⑧)
庁舎前広場 (573)	1,786	92,887,179	1	92,887,180	2,500	2,500	714

※本使用料は庁舎の目的外使用許可による使用料であることから、P18及びP22の公の施設の受益者負担率を定めた表ではなく行政財産使用料条例の考え方に基づき受益者負担率は100%を適用。

※⑤のコストについては④の実稼働率を端数処理しているため、表示された数値を算定式にあてはめて算定した数値と差異が生じています。

3 使用料の再算定

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

イ 令和6年度利用実績

	目的内利用		目的外利用		全体	
	利用時間	稼働率	利用時間	稼働率	利用時間	稼働率
市民利用会議室	2241.7	50.0%	44.5	1.0%	2286.2	51.0%
多目的スペース	2529.25	56.4%	54	1.2%	2583.25	57.6%
庁舎前広場	318.75	7.1%	5	0.1%	323.75	7.2%

※年間利用日数（閉庁日：年末年始12/29～1/3（6日）を除く）

市民利用会議室 299日（稼働率83%）

多目的スペース 305日（稼働率85%）

庁舎前広場 55日（稼働率15%）

3 使用料の再算定

|(2) その他

ア 市庁舎の駐車場

現在の駐車料金は、近隣の市営駐車場である桜町駐車場及び市民会館駐車場と同額としている。
近隣の民間駐車場との均衡を図る必要がある市営駐車場が料金の改定を行わないことを踏まえ、現状の駐車料金を維持する。

イ 市庁舎の駐輪場

同上の理由により、現状の駐車料金を維持する。

4 新旧対照表

(1) 長崎市庁舎の会議室等の市民利用に関する条例（令和4年長崎市条例第2号）の一部を改正する条例

改正後	改正前																
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係）																
<table> <tr> <th>区分</th><th>使用料（1時間につき）</th></tr> <tr> <td>市民利用会議室</td><td>円 450</td></tr> <tr> <td>多目的スペース</td><td>960</td></tr> <tr> <td>庁舎前広場</td><td>2,500</td></tr> </table>	区分	使用料（1時間につき）	市民利用会議室	円 450	多目的スペース	960	庁舎前広場	2,500	<table> <tr> <th>区分</th><th>使用料（1時間につき）</th></tr> <tr> <td>市民利用会議室</td><td>円 226</td></tr> <tr> <td>多目的スペース</td><td>686</td></tr> <tr> <td>庁舎前広場</td><td>1,786</td></tr> </table>	区分	使用料（1時間につき）	市民利用会議室	円 226	多目的スペース	686	庁舎前広場	1,786
区分	使用料（1時間につき）																
市民利用会議室	円 450																
多目的スペース	960																
庁舎前広場	2,500																
区分	使用料（1時間につき）																
市民利用会議室	円 226																
多目的スペース	686																
庁舎前広場	1,786																

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

附属設備使用料と減免については、今回の改正条例に基づき、規則を改正する。

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

ア 附属設備使用料（1時間あたり）

区 分	項 目	現 行	改正案
市民利用会議室	AV機器（アンプ、スピーカー及びマイク等を含む）	128円	110円
	冷暖房設備	44円	条例の使用料に含む
	コンセント（1口）	10円	条例の使用料に含む
多目的スペース	AV機器（アンプ、スピーカー及びマイク等を含む）	237円	230円
	スクリーン及びビデオプロジェクター	150円	150円
	冷暖房設備	134円	条例の使用料に含む
	コンセント（1口）	10円	条例の使用料に含む
庁舎前広場	AV機器（アンプ、スピーカー及びマイク等を含む）	97円	60円
	水道（1立方メートルあたり）	396円	435円
	コンセント（1口）	10円	14円

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

(1) 長崎市庁舎の市民利用スペース

イ 減 免

現行			改正案		
対象	用途	減免率	対象	用途	減免率
国、他の地方公共団体及び公共団体（特定行政法人及び特定独立行政法人に限る。）	直接公用又は公共の用に供する場合	10割以内	他の地方公共団体及び公共団体	直接公用又は公共の用に供する場合	10割
	公益事業の用に供する場合	5割～7割		公益事業の用に供する場合	5割
公共団体（特定行政法人及び特定独立行政法人を除く。）	直接公用又は公共の用に供する場合	10割以内	本市に所在する公共的団体	直接公共の用に供する場合	10割
	公益事業の用に供する場合	4割～6割		公益事業の用に供する場合	5割
公共的団体	直接公共の用に供する場合	10割以内			
	公益事業の用に供する場合	3割～5割			

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

(2) 長崎市庁舎の駐車場及び駐輪場

ア 減 免

対 象	現 行	改正案
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者	減免率5割 (昼間駐車料金のうち駐車時間が最初の4時間までの駐車料金に限る)	現行どおり
本市に所在する自治会・本市に所在する地域コミュニティ連絡協議会（設立準備委員会を含む。）の役員	用務に要した時間分の全額	現行どおり
国・他の地方公共団体・公共団体の職員、表敬訪問者	用務に要した時間分の全額	現行どおり
ボランティア等 (次の行事等に無報酬で従事する者。 平日の午後5時30分から翌日の午前8時15分まで又は休日に市庁舎で行われ、市が主催・共催しているか、市が事務局を務めるイベントや会議（事前打合せや事前準備等も含む）)	用務に要した時間分の全額	現行どおり
平日午後5時30分から午後10時まで又は休日に入庫した自動車や自動二輪車等で来庁した者	入庫から30分 相当	現行どおり

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

(3) 新旧対照表

改正後			改正前		
第8条 条例第7条の規定により減免することができる市民利用スペースの使用料の額は、次の表の左欄に掲げるものが使用中欄に掲げる場合に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。			第8条 条例第7条の規定により減免することができる市民利用スペースの使用料の額は、次の表の左欄に掲げるものが使用中欄に掲げる場合に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。		
他の地方公共団体及び公共団体	直接公用又は公共の用に供する場合	10割	国、他の地方公共団体及び公共団体（特定行政法人及び特定独立行政法人に限る。）	直接公用又は公共の用に供する場合	10割以内
	公益事業の用に供する場合	5割		公益事業の用に供する場合	5割～7割
本市に所在する公共的団体	直接公共の用に供する場合	10割	公共団体（特定行政法人及び特定独立行政法人を除く。）	直接公用又は公共の用に供する場合	10割以内
	公益事業の用に供する場合	5割		公益事業の用に供する場合	4割～6割
			公共的団体	直接公共の用に供する場合	10割以内
				公益事業の用に供する場合	3割～5割

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

(3) 新旧対照表

改正後	改正前
第9条 条例第7条の規定により減免することができる駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2)本市に関する用務で来庁した<u>本市に所在する</u>自治会若しくは<u>本市に所在する</u>地域コミュニティ連絡協議会（設立準備委員会を含む。）の役員、国若しくは他の地方公共団体若しくは公共団体の職員又は表敬訪問者（市長等を表敬する国内外からの要人等をいう。）が乗車する自動車等 用務に要した時間分の駐車料金の全額 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕	第9条 条例第7条の規定により減免することができる駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2)本市に関する用務で来庁した自治会若しくは地域コミュニティ連絡協議会（設立準備委員会を含む。）の役員、国若しくは他の地方公共団体若しくは公共団体の職員又は表敬訪問者（市長等を表敬する国内外からの要人等をいう。）が乗車する自動車等 用務に要した時間分の駐車料金の全額 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕

【参考 1】 条例施行規則で規定するもの

(3)新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第16条関係）				別表（第16条関係）			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
市民利用会議室	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	円 110	市民利用会議室	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	円 128
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		冷暖房設備	1時間につき	44
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		コンセント	1口・1時間につき	10
多目的スペース	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	230	多目的スペース	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	237
	スクリーン及びビデオプロジェクター	一式・1時間につき	150		スクリーン及びビデオプロジェクター	一式・1時間につき	150
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		冷暖房設備	1時間につき	134
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		コンセント	1口・1時間につき	10
庁舎前広場	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	60	庁舎前広場	AV機器（アンプ、スピーカー、マイク等を含む。）	一式・1時間につき	97
	水道	1立方メートルにつき	435		水道	1立方メートルにつき	396
	コンセント	1口・1時間につき	14		コンセント	1口・1時間につき	10

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

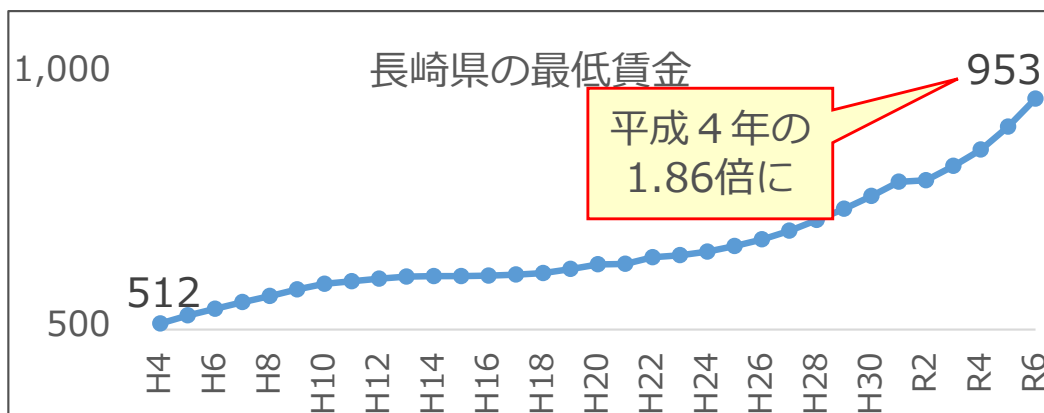
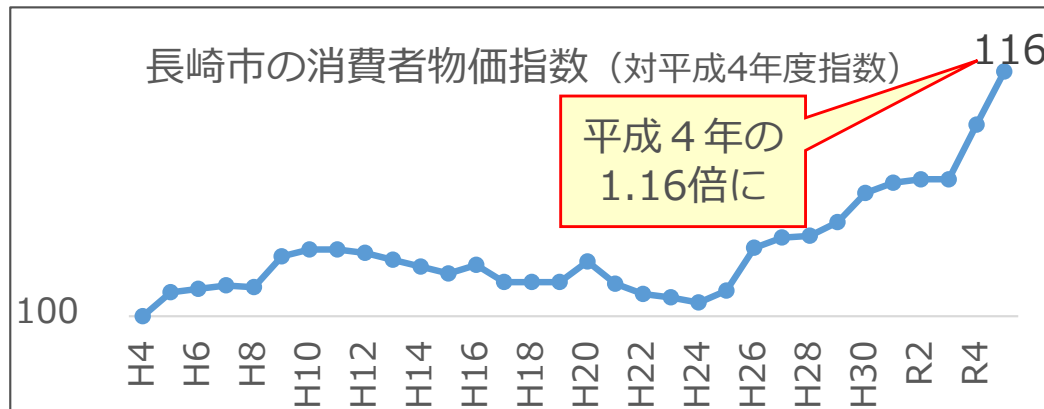
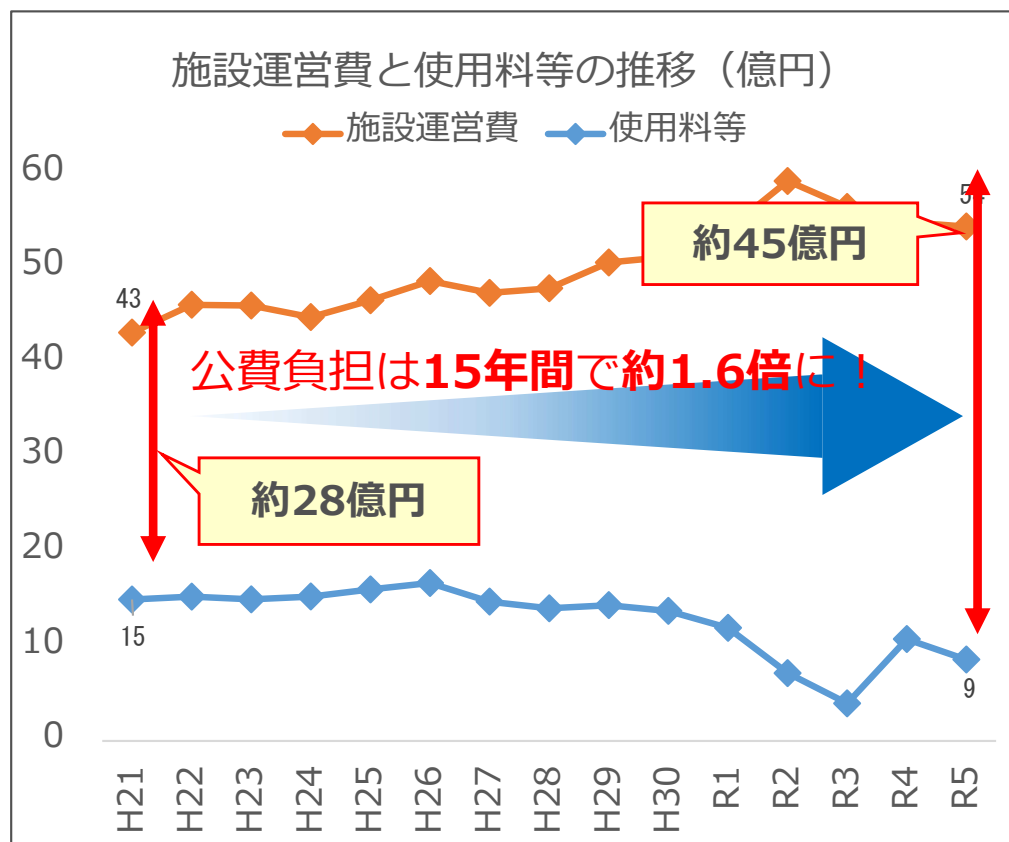
(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。

なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	高い	市民生活上の必要性		低い

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

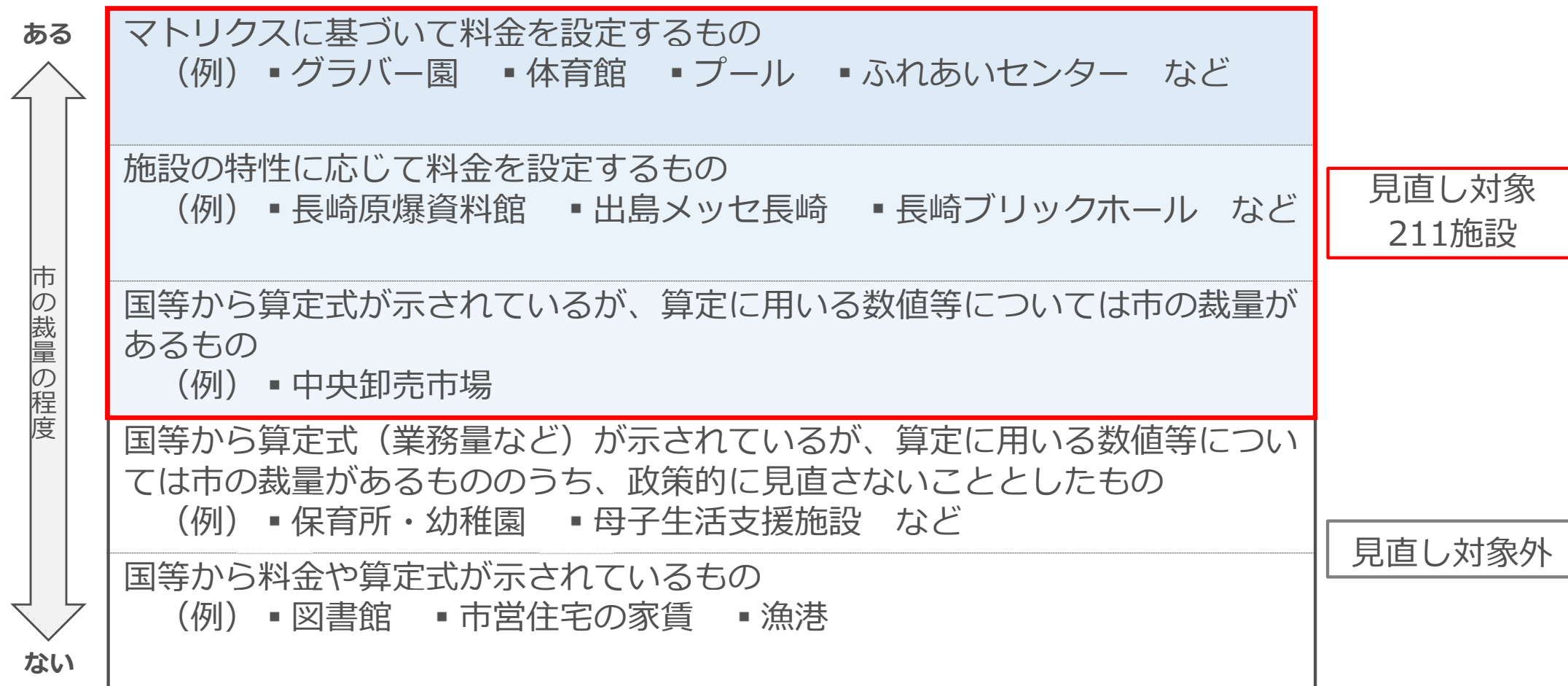
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

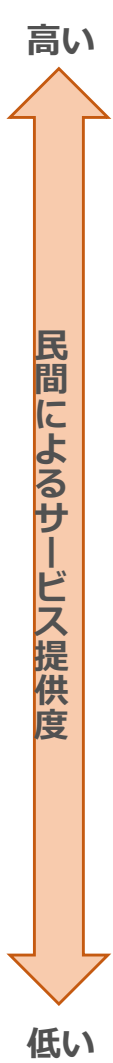
【参考3】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（スロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			